

[規B業18]

令和2年1月16日理事会改正

無利息型普通預金規程

三重県職員信用組合の無利息型普通預金にかかる定型約款を以下のとおりとする。

(取扱店の範囲)

第1条 この預金は、当組合にて預入れまたは払戻しができます。

(証券類の受入れ)

第2条 この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

- 2 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- 3 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- 4 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、指定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- 5 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

(振込金の受入れ)

第3条 この預金口座には、振込金を受け入れます。

- 2 この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

(受入証券類の決済、不渡り)

第4条 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その預金の払戻しができる予定日は、通帳の摘要欄に記載します。

- 2 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を無利息型普通預金元帳から引落とし、その証券類は当組合で返却します。
- 3 前2項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

(預金の払戻し)

第5条 この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押捺してこの通帳とともに提出してください。

- 2 この預金口座から各種料金等の自動支払をするときは、あらかじめ当組合所定の手続きをしてください。
- 3 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

(利息)

第6条 この預金には、利息をつけません。

(届出事項の変更、通帳の再発行等)

第7条 この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

- 2 この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(成年後見人等の届け出)

第8条 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項をお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

- 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項をお届けください。
- 3 すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、また任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に直ちに書面によってお届け下さい。
- 4 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も同様に、直ちに書面によってお届けください。
- 5 前4項の届け出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(印鑑照合等)

第9条 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(譲渡、質入れ等の禁止)

第10条 この預金は、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第11条 この預金口座は第12条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第3項各号の一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

(取引の制限等)

第11条の2 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

3 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

4 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

(解約等)

第12条 この預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当組合に申出てください。

2 次の各号の一つにでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

(1) この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。

- (2) この預金の預金者が第 10 条に違反した場合。
 - (3) この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
 - (4) この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
- 3 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- (1) 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - (2) 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合。
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - (3) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合。
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- 4 この預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- 5 前 3 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当組合に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

(通知等)

第 13 条 届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(保険事故発生時における預金者からの相殺)

第14条 この預金は、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

2 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

(1) 相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押捺した払戻請求書とともに通知と同時に当組合に提出してください。

(2) 複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、または当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

(3) 前号の充当の指定がない場合には、当信組の指定する順序方法により充当いたします。

(4) 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

3 相殺する場合の借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

4 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

(規定の変更)

第15条 各条項で定めた規定その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

2 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(附則)

1. この規程は、平成17年3月14日から施行する。
2. この規程は、平成22年4月1日から施行する。
3. この規程は、平成26年3月28日から施行する。
4. この規程は、令和2年2月3日から施行する。

5. この規程は、令和2年4月1日から施行し適用する。